

春の火災予防運動

4月1日～7日まで「火の用心 ことばを形に 習慣に」を防火標語に、「春の火災予防運動」が実施されます。

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

火災の発生しやすい時季となりました。皆様のご協力を、お願いします。



三種消防署
お知らせ

林野火災の予防について

三種町では例年、春先を中心に林野火災や原野炎上事故等が多く発生しています。

これは、春先に空気が乾燥し、強風が吹く中で、枯れ草焼きやごみ焼きなどが行われることが主な原因で、場合によっては住宅に延焼したり、林野火災に拡大し大切な財産が失われます。

林野火災の多くは、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。



◆三種消防署 ☎85-3100

介護保険料の特別徴収平準化について

介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいておりますが、保険料段階の変更・特別徴収回数の変更・保険料の改定などで仮徴収額と本徴収額の差が大きくなっている方がおり、このまま仮徴収を行うと1年間の保険料が前半（仮徴収）と後半（本徴収）で偏ったままになってしまいます。

そこで、1年間を通じて保険料ができるだけ均等（平準化）になるように、6月と8月の介護保険料の仮徴収額を変更します。なお、対象者には4月下旬に個別通知します。

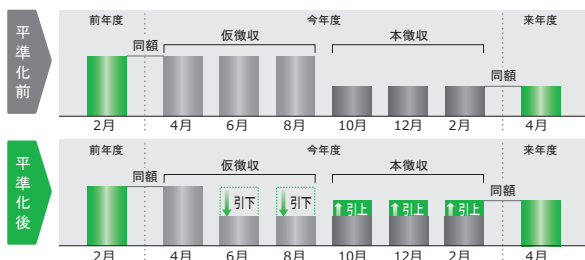
※仮徴収額と本徴収額に大きな差がない方は対象となりません。また、平準化を行っても再度、保険料段階の変更などで保険料が変わった場合は、年度内での保険料の変動が大きくなる場合があります。

「仮徴収」「本徴収」とは

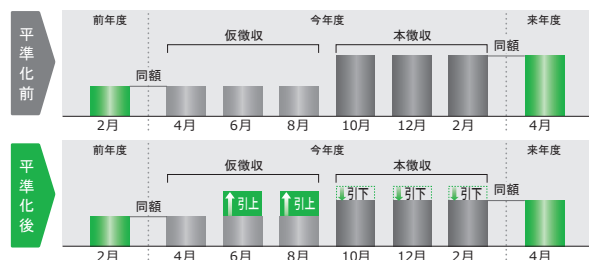
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料（通常は前年度2月の特別徴収額と同額）を納めていただきます。			確定した年間保険料から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を3回に分けて納めていただきます。		

介護保険料の特別徴収平準化イメージ図

◎仮徴収額が高く、本徴収額が低い場合



◎仮徴収額が低く、本徴収額が高い場合



◆申し込み・問い合わせ先 福祉課 介護保険係 ☎85-2247